

令和4年度答申第26号
令和4年7月14日

諮問番号 令和4年度諮問第27号（令和4年6月24日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 平均賃金決定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）12条の8第1項2号に規定する休業補償給付の支給を請求し、A労働局長（以下「処分庁」という。）が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）12条8項の規定に基づき平均賃金の決定（以下「本件決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 休業補償給付の金額は、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とされ（労災保険法14条1項）、給付基礎日額とは、労基法12条の平均賃金に相当する額とされている（労災保険法8条1項）。
- (2) 平均賃金は、労基法12条1項により、算定事由発生日（死傷の原因たる事故発生日又は診断によって疾病の発生日が確定した日。）以前3か月間

にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいうとされ、同条1項から6項までにその算定方法が規定されているが、それらの規定のいずれによっても算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによることとなる（同条8項）。

- (3) そして、「労働基準法第十二条第一項乃至第六項の規定によって算定し得ない場合の平均賃金」（昭和24年労働省告示第5号。以下「本件告示」という。）2条は、都道府県労働局長が労基法12条1項から6項までの規定によって算定し得ないと認めた場合の平均賃金は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによるとしている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和56年3月9日、建設業を営むB社（以下「本件会社」という。）に雇用され、昭和61年4月25日、本件会社を離職した。

（報告書（本件会社代表取締役作成）、審査請求人に係る被保険者記録）

- (2) 審査請求人は、平成31年2月18日、悪性胸膜中皮腫（以下「本件疾病」という。）を発症した。

（石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票）

- (3) A労働局労働基準部労災補償課は、令和2年4月13日、審査請求人からの療養補償給付の支給請求を踏まえ、審査請求人本人の同意に基づき、日本年金機構C年金事務所から審査請求人の厚生年金保険に関する被保険者記録（本件会社を含む勤務先における資格取得・喪失の年月日、標準報酬月額等が記録されたもの）の提示を受けた。

（同意書、審査請求人に係る被保険者記録の照会について、審査請求人に係る被保険者記録）

- (4) D労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）は、令和2年8月11日、本件疾病が本件会社の建設現場で石綿にばく露（5年2か月）したことによる業務上の疾病であると認め、審査請求人に対し、療養補償給付の支給を決定した。

（調査結果復命書（療養補償給付に係る本件労基署長の支給決定がなされたもの））

- (5) 審査請求人は、令和2年9月11日、本件労基署長に対し、休業補償給付の支給を請求した。

（休業補償給付支給請求書）

(6) 本件労基署長は、令和2年10月29日付けで、審査請求人に対し、上記(3)で提示を受けた本件会社の離職時における標準報酬月額を基礎として算定した平均賃金を8520円00銭とする処分庁の決定(本件決定)を通知した。

(平均賃金決定通知書)

(7) 審査請求人は、令和2年12月7日、審査庁に対し、本件決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、令和4年6月24日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

アスベストをばく露した当時の賃金が基準ということですが、発症前の賃金とはかけ離れており、審査を求めます。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見と同旨である。

1 本件の平均賃金の算定について

本件の平均賃金については、審査請求人が業務上疾病の診断確定日(平成31年2月18日)に、既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職しており、最終石綿ばく露事業場である本件会社に確認するも、賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録が確認できる資料は残っていなかった。

しかし、日本年金機構C年金事務所から審査請求人本人の同意に基づき提示された厚生年金保険に関する被保険者記録により本件会社の離職時の標準報酬月額が確認できたため、以下のとおり、「業務上疾病にかかった労働者の離職時の標準報酬月額等が明らかである場合の平均賃金の算定について」(平成22年4月12日付け基監発0412第1号厚生労働省労働基準局監督課長通達。以下「1号課長通達」という。(平成25年2月22日付け基監発0222第1号による改正後のもの))に基づき、当該標準報酬月額を基礎とし、「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定について」(昭和50年9月23日付け基発第556号労働省労働基準局長通達(昭和53年2月2日付け基発第57号による改正後のもの。以下「556号通達」という。))等に照らして平均賃金額を算定した。

[前提条件]

- (1) 本件会社の企業規模 : 7人
 - (2) 算定事由発生日 : 平成31年2月18日
 - (3) 離職日 : 昭和61年4月25日
 - (4) 離職日以前3か月間の暦日数 : 90日
 - (5) 賃金締切日 : 毎月末日
 - (6) 離職時の標準報酬月額 : 18万円
 - (7) 毎月勤労統計全国調査の建設業の算定事由発生日が属する月の前々月の定期給与月額 : 33万4954円
 - (8) 毎月勤労統計全国調査の建設業の離職日が属する四半期の1か月平均定期給与月額 : 23万5256円
- 上記の条件の下、本件の平均賃金を算定すると以下のとおりとなる。

[算定結果]

- (1) 54万円 (離職日以前3か月間の標準報酬月額の合計) ÷ 90日 (離職日以前3か月間の総日数) = 6000円
- (2) 変動率 = 33万4954円 ÷ 23万5256円 = 1.42 (100分の1未満切り捨て)
- (3) 平均賃金 = 6000円 × 1.42 = 8520円

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、算定された平均賃金が発症前の賃金とかけ離れている旨主張するが、労災保険制度の趣旨から、556号通達の適用の妥当性を検討した上で反論する。

(1) 556号通達で定める平均賃金の算定方法

556号通達では、「その疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金」額を基礎とし、算定事由発生日 (診断によって疾病発生が確定した日) までの賃金水準の上昇を考慮して、平均賃金の算定を行う旨が定められている。

(2) 556号通達の適用の妥当性についての検討

労基法84条の規定等からして、労災保険制度は、労働災害によって失われた稼得能力を適正に評価し、これに基づいた災害補償を実施することで労基法上の使用者の災害補償責任を担保するものであると考えられる。

そこで、本件疾病が遅発性疾病に該当することを踏まえ、556号通達の適用の妥当性について、以下の観点から検討する。

ア 遅発性疾病に係る労基法上の災害補償責任は誰が負うべきか

遅発性疾病は有害因子にばく露することにより潜伏期間をおいて発症するものであるが、有害因子にばく露することがなければ発症することはないものである。翻って、遅発性疾病に係る労基法上の災害補償責任については、被災者を有害因子にばく露せしめた者、すなわち、被災者を「その遅発性疾病の発生のおそれのある作業に従事」させた使用者（以下「当該使用者」という。）が負うべきであると考えられる。

イ 遅発性疾病に係る「労働災害によって失われた稼得能力」をどのように適正に評価して災害補償を行うべきか

遅発性疾病に係る労働災害については、その性質上、診断によって当該疾病に罹患したことが確定したことをもって発生したものと考えらるべきである。また、被災者の「稼得能力」については、労災保険制度の趣旨が使用者に課せられる労基法上の災害補償責任を担保することにあることに鑑みれば、災害発生の端緒である当該使用者から被災者に払われていた賃金をもとに評価されるべきであると考えられる。

そのため、遅発性疾病に係る「労働災害によって失われた稼得能力」は、当該使用者のもとに在籍していた時期の中でも労働災害が発生したときに最も近い時期、すなわち、当該使用者から離職した日における被災者の賃金を基礎とし、労基法12条に準じて計算されるべきである。

もっとも、遅発性疾病は潜伏期間が長いことから、当該使用者の事業場を離職してから長期にわたる潜伏期間を経て疾病が発生することも考えられる。そうした場合、離職後から災害発生時までの間に賃金水準も上昇していることが一般的であり、当該使用者のもとに在籍していた当時の賃金を基礎として計算した平均賃金をそのまま「労働災害によって失われた稼得能力」と評価することは妥当とはいえない。

したがって、当該使用者から離職した日以前3か月間に支払われた賃金を基礎として、当該使用者から離職した日から労働災害が発生した時までの賃金水準の上昇を考慮して計算した額をもって「労働災害によって失われた稼得能力」と評価するのが妥当と考えられ、それに基づき災害補償を行うべきである。

以上のとおり、556号通達に定める上記（1）の算定方法は、労災保険制度の趣旨に整合的であり、妥当である。

（3）結語

以上より、遅発性疾病の場合には、556号通達に定めるとおり平均賃金の算定を行うべきであり、審査請求人の主張は独自の見解であって採用できない。

よって、本件決定は適法かつ妥当であって、審査請求人の申立てには理由がなく、本審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和2年12月7日

審理員の指名：令和3年3月4日

反論書等不送付通知書の受付：同年6月16日

審理員意見書の提出：同年10月18日付け

本件諮問：令和4年6月24日

(2) これら一連の手続をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年6か月半を費やしているところ、①本件審査請求の受付から審理員指名通知までに約3か月、②反論書等不送付通知書の受付から審理員意見書の提出までに約4か月、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約8か月を要しているが、審理員の指名及び審理手続にこれだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件決定は、本件告示2条を受けて発出された556号通達及び1号課長通達によって算定されたものであるところ、これらの通達は、労働者が業務上疾病の診断確定日に既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合の平均賃金につき、以下の算定方法を定めている。

ア 労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基準とし、算定事由発生日（診断によって疾病の発生が確定した日）までの賃金水準の上昇を考慮して当該労働者の平均賃金を算定する（556号通達1）。賃金水準の上昇を考慮する算定方法は、常時100人未満の労

働者を使用する事業場の場合、離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額に、毎月勤労統計調査による産業ごとの離職の日が属する四半期の1か月平均定期給与月額と算定事由発生日が属する月の前々月の定期給与月額との変動率を乗するものとする（556号通達2（2））。

イ 離職時の賃金額を賃金台帳等使用者の支払賃金額の記録から確認することができない場合、申請者が賃金額を証明する資料として、任意に、厚生年金保険等の被保険者記録照会回答票等を提出しており、当該資料から、労働者が業務上疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間の標準報酬月額等が明らかである場合は、当該標準報酬月額等を基礎として、平均賃金を算定して差し支えない（1号課長通達1）。

上記アの算定方法については、本来、労働災害が発生した場合、これによる労働者の損害を補償すべき立場にあるのは使用者であり、労災保険制度も使用者が負うべき災害補償の義務を保険給付によって迅速に補償することで労働者の保護を図ろうとしたものであるから、被災した労働者に使用者が支払っていた賃金を基に平均賃金を算定するのは、労働災害により失われた労働者の稼得能力の補填という休業補償の趣旨に沿うものと考えられる。

そして、離職日から算定事由発生日まで相当期間が経過している場合、現実の休業補償は疾病発生後に行われることから、賃金水準の上昇を反映させて労働者の保護を図ったものと理解でき、これも休業補償の趣旨に沿うものと考えられる。

また、上記アの方法による算定をするに当たり、厚生年金保険等の被保険者記録照会回答票等により確認される標準報酬月額等を基に算定することも不合理とはいえない。

(2) 本件決定は、上記各通達に従い、平均賃金を算定していることが認められ、本件決定を是認する審査庁の判断は妥当である。

3 付言

本件決定が通達に従って算定された妥当なものであるとしても、本件決定通知書にはその算定方法は何も説明されておらず、審査請求人が算定の考え方や方法を理解することは困難である。

平均賃金は、休業補償給付の額の基礎となるものであり、これが適正に決定されなければ審査請求人の利益が損なわれるものである。平均賃金がどのよう

な考え方に基づいて算定されたのかが審査請求人に理解できるように、決定通知書において分かりやすく説明することが望まれる。このことは従前の当審査会の答申（令和2年度答申第39号及び同年度答申第59号）においても指摘しているところであり、説明の記載について検討されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史